

令和4年5月12日

沖縄県医師会

会長 安里哲好

沖縄産科婦人科学会

会長 青木陽一

沖縄県産婦人科医会

会長 佐久本哲郎

北條英史医師の裁判判決に関するコメント

本日、那覇地方裁判所において、本会会員の北條英史医師に対し、診療報酬の不正請求による詐欺と強制わいせつの罪で、有罪判決が下されました。

我が国の医療は、診療報酬に裏付けられた国民皆保険制度、そして、それに携わる医師に対する国民の信頼を根幹として成立しており、今回の北条医師の犯罪は、そのような医療の根幹を揺るがす重大な不正行為であると言わざるを得ません。

また、強制わいせつについても、医師である以前に、人として守らなければならない当然のルールを踏み外し、被害者を傷つけたものであって、強く非難されなければなりません。

沖縄県医師会、沖縄産科婦人科学会並びに沖縄県産婦人科医会としても、会員のかかる行為により、国民の医療に対する信用を失墜させたこと、また被害者を傷つけたことは大変遺憾であります。

本件は、今後、所管庁である厚生労働省によって、医師免許等に関する厳正な処分がなされるものと考えますが、沖縄県医師会、沖縄産科婦人科学会並びに沖縄県産婦人科医会においても、上部組織である日本医師会、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会と連携のもと、会として厳正に対処を行う所存です。

そのうえで、改めて各会員に対して、医の倫理綱領や医師の職業倫理指針に基づき、自らの職業の尊厳と責任を自覚することを徹底し、国民の医療に対する信頼の回復に努めてまいります。